

介護医療院おおいだ
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
重要事項説明書

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス（以下、「短期入所療養介護」という）の提供開始にあたり、当施設が利用者及び家族に説明すべき重要事項は次のとおりです。不明な点は、何なりとお尋ねください。

1. 法人（事業者）の概要

事業者名	社会医療法人 長生会
所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号
代表者名	理事長 大井田 二郎
電話番号	0880-63-2101
FAX番号	0880-63-4792

2. 利用事業所

事業所名	介護医療院 おおいだ
所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号
管理者名	田中 公章
電話番号	0880-63-2101
FAX番号	0880-63-4792
事業者指定番号	39B0900010

3. 設備の概要

(1) 構造等

敷地（社会医療法人長生会 大井田病院）		6,650.73㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート 地上5階 塔屋1階 （介護医療院おおいだ 3階部分）
	延べ面積	5,465.47㎡ （介護医療院おおいだ 1,080.78㎡）
	利用者定員	93床 （介護医療院 おおいだ 43床）

(2) 主な設備

定 員		43名	
療養室	個室	3室	1室 13.82㎡ ～ 14.89㎡
	4人部屋	10室	1室 27.11㎡ ～ 34.25㎡ 1床 6.77㎡ ～ 8.56㎡
機能訓練室（大井田病院共用）		1室	145.2㎡ 械主器な練用具機低周波治療器、マイクロボック、測定機能付自動運動訓練装置、平行棒、階段昇降訓練機、牽引治療器、エルゴメーター、マスキュレーター、フーリー、訓練用セラボール他
食堂		2室	52.8㎡ 談話室・レクリエーションルーム兼用
浴室		2室	一般浴槽と特殊浴槽があります。
多目的トイレ		4ヶ所	

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

職 種	人数	備 考	職 務 内 容
管 理 者	1名		職員の総括管理、指導を行う。
医 師	1以上	兼務（管理者を含む）	利用者の病状および身体状況に応じて、日常的な医学的管理を行う。
歯 科 医 師	1名以上	兼務 非常勤	口腔ケア指導及び口腔内チェックを行う。
薬 剤 師	1以上	兼務	医師の指示に基づき調剤を行い施設で保管する薬剤を管理する。
管 理 栄 養 士	1以上	兼務	医師の指示を基に必要な栄養管理を実施する。
栄 養 士			
理 学 療 法 士	2名以上	専従2名 兼務1名以上（必要時）	短期入所療養介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営み得る事ができるよう、機能訓練を行います。
作 業 療 法 士	1名	兼務 必要時	
言 語 聴 覚 士	1名	兼務 必要時	
介護支援専門員	1名以上	介護職員を兼務	利用者の短期入所療養介護計画の作成・変更、要介護認定および更新の手続きを行う。利用者・ご家族からの相談に応じる。
看 護 職 員	8名以上	正准比率20%以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
介 護 職 員	11名以上	不足時は看護職員を充当する。	利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
事 務 員	1名以上	兼務 必要時	国保連合会への給付の請求、利用者の施設利用料の請求を行います。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
医 師	月～金曜日 ８：３０～１７：００
歯 科 医 師	水・金曜日 １３：３０～１５：００（状況に応じて１３：００～１５：００）
薬 剤 師	月～金曜日 ８：３０～１７：００
管理栄養士及び栄養士	月～金曜日 ８：３０～１７：００
介護支援専門員	月～金曜日 ８：３０～１７：００

標準的な時間帯における最低配置人員

介 護 職 員	早朝： ７：３０～ ８：３０	３名
	日中： ８：３０～ １０：３０	４名
	日中： １０：３０～ １１：３０	５名
	日中： １１：３０～ １６：００	６名
	日中： １６：００～ １７：００	４名
	夜間： １７：００～ １９：００	３名
	夜間： １９：００～ ２０：００	２名
	夜間： ２０：００～ ７：３０	１名

標準的な時間帯における最低配置人員

看 護 職 員	日中： ８：３０～ １１：３０	３名
	日中： １１：３０～ １７：００	４名
	日中： １７：００～ ２０：００	２名
	夜間： ２０：００～ ８：３０	１名
理 学 療 法 士	日中： ８：３０～ １７：００	２名以上

※土日祝祭日は上記と異なります。

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後３ヶ月以内
- ②継続研修 随時
- ③その他各種研修 随時

５．施設の目的と運営方針

(１) 施設の目的

社会医療法人長生会が開設する介護医療院おおいだ（以下「当施設」という）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適切な短期入所・介護予防短期入所療養介護の施設サービスを提供することを目的としています。

(２) 施設の運営方針

- １ 当施設は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医学管理や看取り・（介護予防）短期入所療養介護計画に基づいて、療養上の管理・看護・介護、医学的管理の下におけるリハビリテーションや日常生活上の世話、および必要な医療を行います。
- ２ 当施設事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図るものとします。
- ３ 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、快適な療養生活を送っていただくことができるよう個性の豊かなサービス提供に努めます。
- ４ サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ５ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとします。

6. 短期入所療養介護サービスの内容

種 類	内 容
短期入所療養介護計画の作成	・ 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所療養介護計画を作成します。 ・ 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。利用者の同意を得たときは、短期入所療養介護計画を利用者に交付します。 ・ それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
食 事	・ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ 食事はできるだけ離床して食堂でおとりいただけるよう、また、下記以外でも利用者のご都合に合わせた時間におとりいただけるよう配慮します。 朝食 8:00～8:30 昼食 12:00～12:30 夕食 18:00～18:30
医療・看護	・ 介護医療院は入院治療の必要のない程度の要介護者、要支援者を入所の対象としています。日常的な医療、看護サービスは、利用者の状態に応じて提供します。 ・ 利用者の病状が悪化するなど当施設に必要な医療の提供が困難な場合は、主治医、協力医療機関に引き継ぐなどの対処をいたします。緊急受診の際は事前にご家族に連絡しますが、やむを得ない場合は、受診後に連絡させていただきます。 協力医療機関：医療法人長生会 大井田病院 TEL：0880-63-2101 協力歯科医療機関：前田歯科矯正歯科 TEL：0880-63-3803
介護	・ 短期入所療養介護計画に沿って適切な介護を提供します。（着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換等） ・ 寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごしていただきます。
排 泄	・ 介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。 ・ おむつを使用する方に対して、1日3回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴	・ 年間を通じて週2回の入浴を行います。なお体調等に応じて清拭となる場合があります。 ・ 寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	・ 理学療法士により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または低下を防止するための訓練を実施します。
健康管理	・ 医師や看護職員、介護職員が、健康管理を行います。 ・ 歯科医師が月に2回口腔内のチェックを行います。
そ の 他	・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

7. 利用料金・支払方法等について

- （1）施設の利用料金は、要介護度により異なり、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた自己負担上限額をお支払いいただきます（法定代理受領サービス）。
- （2）介護保険料の滞納等により、法定代理受領サービスが受けられない場合があります。その場合は、いったん介護報酬に定められた額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。この証明書を後日住居地の市町村の介護保険窓口へ提出されますと、払い戻しを受けることができます。
- （3）1日当たりの利用者負担額は、以下の通りです。
料金表には、1割負担の場合を示しています。2～3割負担の場合、おおむね表示金額の2～3倍になります。

※1単位は10円になります。 ※

要介護認定	基本単位		加算単位	利用者負担額(1割負担の場合)
要支援 1	多床室	666 単位/日	◎夜間勤務等看護加算Ⅳ 7単位/日	695 円/日
	従来型個室	603 単位/日		632 円/日
要支援 2	多床室	827 単位/日		856 円/日
	従来型個室	741 単位/日		770 円/日
要介護 1	多床室	894 単位/日	(夜勤の看護職員又は介護職員の配置が基準以上配置している場合加算されます)	923 円/日
	従来型個室	778 単位/日		807 円/日
要介護 2	多床室	1,006 単位/日		1,035 円/日
	従来型個室	893 単位/日		922 円/日
要介護 3	多床室	1,250 単位/日	◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位/日 (介護職員総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が35/100以上配置している場合に加算されます)	1,279 円/日
	従来型個室	1,136 単位/日		1,165 円/日
要介護 4	多床室	1,353 単位/日		1,382 円/日
	従来型個室	1,240 単位/日		1,269 円/日
要介護 5	多床室	1,446 単位/日		1,475 円/日
	従来型個室	1,333 単位/日		1,362 円/日

※多床室と従来型個室は利用料が異なります。

※おむつ代は上記の料金に含まれています。

※自己負担は、介護保険負担割合証に応じて1割、2割又は3割負担となります。

※サービス利用に係る自己負担額(月額)が、第1段階の利用者は15,000円(世帯)、第2段階の利用者は15,000円(個人)24,600円(世帯)、第3段階の利用者24,600円(世帯)、第4段階以上の利用者は44,400円(世帯)を超えた分については、高額介護サービス費として払い戻し手続きがあります。

※一定年収以上の高所得者の負担限度額は、所得に合わせて93,000円、140,100円となっています。

※日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

(2) 加算について

※同意を得て実施した場合、下記の金額の1割、2割又は3割（自己負担割合証に応じて）が自己負担となります。

<介護報酬>

種 類	内 容	利用料金
夜間勤務等看護加算（Ⅳ）	夜勤の看護職員又は介護職員の配置が20：1以上かつ2人以上の場合	700円／1日
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症患者（65歳未満）に対し、個別の担当者を定め、入所サービスを行った場合	1,200円／1日
訪問看護指示加算	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の指示書を発行した場合	3,000円／1回
療養食加算	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合	800円／1食
緊急時施設診療費	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合	5180円／1日 (1ヶ月に1回,連続する3日を限度)
特定治療	老人保健法の規定による、リハビリテーション・処置・手術・麻酔又は放射線治療を行った場合	老人医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち介護福祉士が80％以上を占めている事又は介護職員の総数のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が35％以上	2200円／1日

<特別診療費>

感染対策指導管理	施設全体で感染対策を行っている場合	600円／1日
褥瘡対策指導管理（Ⅰ）（Ⅱ）	施設全体で褥瘡対策を行っている場合及び日常生活の自立度がB以上の方のみ	(Ⅰ) 600円／1日 (Ⅱ) 1000円／1日
重度療養管理	要介護4又は5の利用者 イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	1,250円／1日
重症皮膚潰瘍管理指導	入所者であって重症皮膚潰瘍（Sheaの分類Ⅲ度以上のものに限る。）を有している物に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合	1800円／1日
特定施設管理	後天性免疫不全症候群の病原体に感染しているものについては抗体の陽性反応があれば加算できる	2,500円／1日
特定施設管理 個室加算	個室に入所している場合	3,000円／1日
医学情報提供（Ⅰ）	担当医師より、退所時に病院または診療所へ、照会文書を記入した場合	2,200円／1回
理学療法（Ⅰ）	常勤の理学療法士が勤務している場合	1,230円／1回
リハビリの情報提出・活用	リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している事	330円／月
リハビリテーション体制強化加算	常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法を行った場合、1回につき加算される。	350円／1回
作業療法	常勤の作業療法士が勤務している場合	1,230円／1回（必要時）
言語聴覚療法	常勤の言語聴覚士が勤務している場合	2,030円／1回（必要時）
リハビリテーション計画	要介護又は要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り加算	4,800円／1回（初回月のみ）
摂食機能療法（1日につき）	脳血管疾患等による後遺症により、摂食機能に障害がある方に対して、嚥下訓練を行った場合	2,080円／1回 (1ヶ月4回を限度)

(3) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

種 類	内 容	利用料金
従来型個室	3部屋	1室 4,400円
食費		1,445円/1日
居住費	光熱費等	多床室377円/1日 従来型個室1,668円/1日
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌・新型コロナウイルス等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額（65歳未満や県外は料金が別になります。）
各種診断書料	死亡診断書・生命保険等	1,100～5,500円/1枚

※上記以外に日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者またはその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収させていただきます。

※食費・居住費については、下記の表通り国が定める負担限度額段階で、1日に負担する金額が設定されています。ご本人の住所地の市町村役所（介護保険係）に申請をして、該当する方は「介護保険負担限度額認定証」が届きますので、施設に提出して下さい。但し、介護保険料滞納者は該当いたしませんのでご注意ください。

※病衣や日常品等を希望する利用者は、委託業者との契約になります。入所時までに別途書類にて申し込みをして下さい。

但し、自宅から持参される利用者は、申し込みの必要はありません。

※テレビの貸し出しを希望される利用者は、貸し出し料は必要ありませんが、テレビカードで視聴して頂くため、テレビカードを購入していただく必要があります。1枚千円です。テレビを返却する時は、テレビカードの残金を医事課窓口やテレビカード精算機で精算することができます。

利用者の所得段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基準費用額
居住費	多床室	0円	370円	370円	370円	377円
	従来型個室	490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
食 費		300円	390円	650円	1,360円	1,445円

(4) 利用料金の支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、月初めから月末までの1ヶ月分を毎月10日（日祭日の場合は翌日）に支払金額がわかります。会計窓口で確認後、7日以内に大井田病院会計窓口にてお支払いください。

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金(10割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。

※サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、利用料金と自己負担額との差額の払戻しを受けることができます。

8. サービス提供について

- (1) サービス提供前に介護保険被保険者証や介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証（該当する方のみ）を施設の方でお預かりいたします。又、医療保険（後期高齢者等）は、確認後コピーを撮らせていただきます。住所等変更があった場合は、速やかに申し出て下さい。介護保険被保険者証の住所を変更して頂くようになります。
- (2) サービス提供期間については、入所日から介護保険被保険者証に記入されている期間となります。期間満了までに新たな介護保険被保険者証の期間にて契約更新合意書を用いて契約を行います。
- (3) 介護支援専門員は利用者や家族の意向を踏まえて施設サービス計画を作成します。施設サービス計画に基づきサービスを提供します。なお、作成した施設サービス計画書は、利用者又はその家族（代理人等）に内容を説明し、署名をして頂きます。施設サービス計画は利用者の心身の状況や意向に応じて変更することができます。

9. 記録の整備について

- (1) 当施設は、各サービス、従業者、会計等に関する諸記録を整備します。提供したサービスに関する記録については、その完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者及びその家族は、施設に対して保管しているサービス提供記録等の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）

10. 協力医療機関

- (1) 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため予め、次の各号にあげる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。
 - ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - ②施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - ③利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則受け入れる体制を確保していること。
- (2) 施設は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、行政機関に届出るものとする。
- (3) 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。

医療機関の名称	社会医療法人 長生会 大井田病院
所在地	高知県宿毛市中央8丁目3番6号
診療科	内科・消化器科（胃腸科）・循環器科・小児科・外科・皮膚科・リハビリテーション科・整形外科
電話番号	0880-63-2101

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	前田歯科矯正歯科
所在地	高知県宿毛市萩原1-31
電話番号	0880-63-3803

12. 緊急時の対応方法について

- (1) 当施設は、入所者に対し、施設意思の医学的判断により対応が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。
- (2) 当施設は、入所者に対し、当施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- (3) 入所中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、指定の緊急時の連絡先に速やかにご連絡いたします。

13. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	平日：15時～20時 日祭日：13時～20時 来訪者は必ず詰所窓口前の面会者名簿にご記入ください。
喫煙	敷地内は全面禁煙です。
外出・外泊	医師の許可が必要なため、事前に外出・外泊許可願いを提出してください。 外出・外泊時等の施設外での受診や予約は原則できない。必要な場合は事前に申し出てください。
居室・設備・備品の利用	施設内の療養室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用ください。他の病室や施設に出入りしないでください。これに反したご利用によって破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品の持ち込みはお断り致します。当施設は紛失・盗難等の被害の責を負いません。
所持品・備品の持ち込み	当施設の入所時必需品以外は申し出て下さい。許可が出たもの以外は持ち込まないようにしてください。 持ち込まれた物品に関しては、本人の物とわかるようお名前を記入してください。
宗教活動等	宗教活動や営利活動・特定の政治活動等は固くお断りいたします。
迷惑行為等	飲酒・暴力行為等で他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 又、むやみに他の収容者の居室や施設に出入りしないでください。
動物飼育	施設内でのペット飼育は行っておりません。面会時のペットの持ち込みについては、あらかじめ詰所に相談ください。
その他	防犯や入所者の安全のために、フロアや廊下・出入り口にモニターカメラを設置しています。

※以上の留意事項に違反した方は退所を命じることがあります。

1 4．事故発生時の対応について

- (1) 当施設は、利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発を防ぐために対策を講じます。
- (3) 当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。但し、その損害の発生については、利用者が故意または過失が認められる場合には、その程度に応じて施設の損害賠償責任は軽減されます。

1 5．感染症対策及び非常災害時の対策について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な処置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

非常時の対応	別途に定める当施設の消防計画及び風水害、地震等災害に対する防災計画に則り対応します。			
避難訓練及び防火設備	別途に定める当施設の消防計画に則り年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、行います。その他の災害訓練は、年1回から2回以上行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクレー	有り	防火扉	有り
	消火器	5本	火災報知器	30か所
	消火用散水栓	3ヶ所	誘導灯	有り
消防計画等	消防署への届出日 令和 3年 3月 4日 防火管理者 佐竹 大五			
地域防災計画への協力	災害時における施設の被災状況をしに報告するとともに、地域防災計画の推進を図る。			

1 6．衛生管理等について

- (1) 当施設は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。
- (2) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な処置を講じます。
- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための処置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 7．身体拘束等について

- (1) 当施設は、利用者又は他の利用者等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) 当施設が、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
また、この場合、事業者は事前、又は、事後速やかに利用者の代理人もしくは家族に対し十分説明します。
なお、診療録にその内容を記載します。
- (3) 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる処置を講じます。
 - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その内容について従業員に周知を図るものとする。
 - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

1 8．虐待防止に関する事項

当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止のため次の処置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止のため次の処置を講ずるものとします。

虐待防止に関する責任者：（職・氏名）看護長 坂本 昌美
- (2) 委員会を設置し、指針の整備、その他の従業者に周知を図るものとする。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な処置

2 当施設は、介護保険サービス提供中に、当該施設従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

19. 褥瘡対策について

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

20. 医療機関への受診について

当施設では、慢性疾患の医療管理を行います。病気の状態によっては他の医療機関を受診して頂く事があります。その際、原則としてご家族の同行による受診をお願いします。

- 2 受診の際には、健康保険証が必要となります。施設から医療機関へお渡しする書類等もありますので、職員にご確認下さい。
- 3 当施設に入所されている場合、通常の医療保険が使えない場合があります。事前にご相談の上、受診して頂きますようお願い致します。（職員へご連絡のない受診はお控え下さい。）

21. 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いは、個人情報保護方針に則り、適正な取り扱いを致します。
また、当院での利用者の個人情報の利用目的は別紙のとおりです。

22. 相談窓口、苦情対応

①サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当院患者様相談窓口	電 話 番 号	0880-63-2101
	F A X 番 号	0880-63-4792
	相談員	坂本 昌美（責任者）・松岡 祐希・吉村 麻衣
	対 応 時 間	月～金曜日 8:30～17:00 (祭日及び12月31～1月3日を除く)
	電 話 番 号	0880-63-1740
	F A X 番 号	0880-63-2328
	相談員	地域連携相談室
	対 応 時 間	月～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:30 (祝祭日及び12月31～1月3日を除く)

②公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険 相談窓口	所 在 地	宿毛市長寿政策課
	電 話 番 号	0880-62-1234
	F A X 番 号	0880-62-1270
	対 応 時 間	月～金曜日 8:30～17:00

高知県国民健康 保険団体連合会 (国保連)	所 在 地	高知市丸ノ内2-6-5
	電 話 番 号	088-820-8410・8411
	F A X 番 号	088-820-8413
	対 応 時 間	月～金曜日 8:30～17:00

※その他の地域の方は、お住まいの介護保険相談窓口をお願いします。

23. 第三者評価の実施状況 実施なし

<個人情報保護方針>

当院 は、信頼の医療に向けて、患者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても適切に保護し、管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め、確実な確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

患者様の個人情報を収集する場合、診療・看護・介護及び患者様の医療にかかわる範囲で行います。その他の目的に個人情報を利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2. 個人情報の利用および提供について

患者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎患者様の了解を得た場合

◎個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合

◎法令等により提供を要求された場合

法令の定める場合を除き、患者様の許可なくその情報を第三者に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

個人情報保護方針に関してのご質問や患者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓 口 「医事情報課受付窓口」

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

令和元年 12月1日 大井田病院 院長 田中公章

1. 単に個人の名前などの情報を消し去ることで匿名化するのでなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

2. 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体により個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※この方針は、患者様のみならず、当院の職員および当院と関係のある全ての個人情報についても上記と同様に取り扱います。

当院では、患者様の個人情報の保護に万全の体制をとっています

当院では、患者様の個人情報については下記の目的に利用し、その取り扱いには万全の体制で取り組んでいます。
なお、疑問などがございましたらお問い合わせ下さい。

<当院での患者様の個人情報の利用目的>

1. 院内での利用

1. 患者様に提供する医療サービス
2. 医療保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者様への医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. 電子化施行前に作成した紙媒体等の診療録をスキャナにて電子化保存
10. その他、患者様に係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族への病状説明
6. 審査支払機関へのレセプトの提供
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社への相談または届出等
10. 災害対策を目的とした県内県外への診療情報保全（安全性が確保された外部サーバに保管）
11. その他、患者様への医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供

◎上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

◎お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

◎これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

（介護予防）短入所療養介護契約の締結にあたり、（介護予防）短期入所療養介護サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高知県宿毛市中央8丁目3番6号

名 称 社会医療法人長生会
介護医療院 おおいだ

説明者

（介護予防）短期入所療養介護契約の締結にあたり、（介護予防）短期入所療養介護サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(代筆者) 氏 名

続 柄 ()

(利用者の家族又は代理人) 住 所

氏 名

続 柄 ()